



外国語書面による台湾意匠出願での注意事項について

(經濟部 2013 年 7 月 23 日經訴字第 10206104170 号訴願決定書を参照)

2013年12月5日作成

専利法第 125 条第 1 項及び第 2 項の規定によると、願書、明細書及び図面が意匠出願の必須書類とされ、且つ全て完備した日に出願日を取得することができる。また、同法施行細則第 50 条で、出願の明細書に記載すべき事項として意匠の名称、物品の用途、意匠の説明が挙げられているが、物品の用途又は意匠の説明が意匠の名称または図面で明白に表現済みであれば記載しなくてもよいとされていることから、意匠の明細書には少なくとも「意匠の名称」が記載されなければならない。

これは外国語書面による意匠出願にも同様に適用され、「外国語書面による出願実施規則（専利以外文本申請實施辦法）」第 4 条第 3 項に「外国語書面により意匠出願する場合、図面を具え、並びにその意匠の名称を明記しなければならない。」と定められているが、2013 年 1 月 1 日の改正専利法の施行後、「意匠の名称」が明記されて無いために出願日が補正日となり、それを不服として訴願を提起し、訴願決定で棄却された事例が発生している（經濟部 2013 年 7 月 23 日經訴字第 10206104170 号訴願決定書を参照）。

よって、外国語書面による意匠出願について以下のように再度注意喚起する。

- ① 国語書面に「意匠の名称」が記載されていない場合、補正日を出願日とする。
- ② 願書、外国語書面、優先権証明書類は異なる文書であり、それぞれにその機能があるため、外国語書面に「意匠の名称」が記載されていない場合、願書又は優先権証明書類に記載された「意匠の名称」でこれを代替してはならない。
- ③ 外国語書面に「意匠の名称」を記載しておらず、且つ外国語書面による明細書を提出していない場合、外国語書面による明細書に一部の漏れがある



状況には属さず、「意匠の名称」が優先権にすでに見られるからと言って原出願日を出願日とする主張をしてはならない。

- ④ 意匠出願の出願日が、補正によって補正日を出願日とされたことで、国際優先権主張を主張できる期間を超過してしまった場合、該優先権の主張は受理されない。

尚、ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。

Lewis & Davis